

(仮称) 新たなみさき公園整備運営等事業の概要説明について

1. 事業契約内容について

- (1) 公共施設等の名称及び立地
名 称：(仮称) 新たなみさき公園（岬町立みさき公園）
所在地：岬町淡輪 3 9 9 0 番地
- (2) 選定事業者の商号又は名称
所在地：岬町淡輪 3 9 9 0 番地
商 号：株式会社 A r k L E
代表者：代表取締役 岩崎 辰美
- (3) 公共施設等の整備等の内容
 - (1) 設計業務
 - (2) 建設業務
 - (3) 工事監理業務
 - (4) 維持管理業務
 - (5) 運営業務
- (4) 契約期間
令和 4 年 9 月 2 8 日から令和 3 4 年 9 月 3 0 日まで

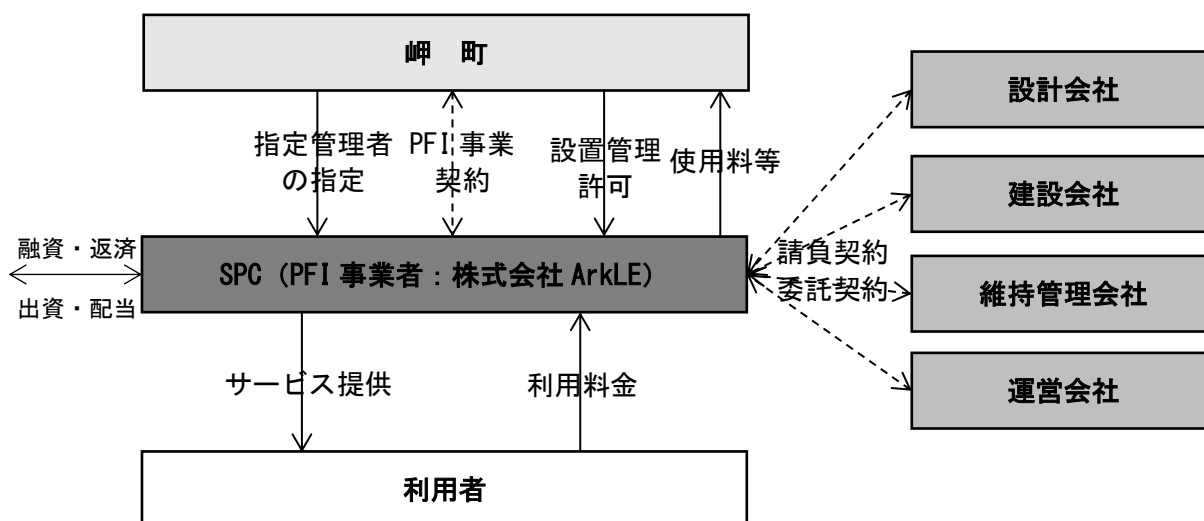
2. 事業契約締結までの経過

| | | |
|----------|-----|---|
| 平成 3 1 年 | 3 月 | 南海電気鉄道株式会社がみさき公園事業からの撤退を表明 |
| 令和 | 2 年 | 3 月 南海電気鉄道株式会社がみさき公園の運営から撤退 |
| 令和 | 2 年 | 4 月 みさき公園内の施設撤去及び動物移設（令和 3 年 6 月終了） |
| 令和 | 2 年 | 6 月 新たなみさき公園の創造に向けた住民・利用者アンケート実施 |
| 令和 | 2 年 | 8 月 (仮称) 新たなみさき公園整備運営等事業に関するサウンディング型市場調査の実施 |
| 令和 | 3 年 | 1 月 (仮称) 新たなみさき公園整備運営等事業募集要項の公表 |
| 令和 | 3 年 | 3 月 第一次審査書類の受付開始（応募グループの参加資格なし） |
| 令和 | 3 年 | 5 月 (仮称) 新たなみさき公園整備運営等事業募集要項の見直し及び事業者の再募集 |
| 令和 | 3 年 | 9 月 第一次審査書類の受付開始（応募グループの参加資格あり） |
| 令和 | 3 年 | 1 1 月 第二次審査書類の受付開始 |
| 令和 | 4 年 | 2 月 第二次審査及びヒアリングの実施 |
| 令和 | 4 年 | 3 月 応募グループ A r k L E（アークル）を優先交渉権者に決定 |
| 令和 | 4 年 | 6 月 応募グループ A r k L E（アークル）と基本協定を締結 |
| 令和 | 4 年 | 9 月 2 8 日 株式会社 A r k L E（アークル）と事業契約を締結 |

3. PFI事業の事業スキームについて

- ・PFIとは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力等を活用して行う手法である。
- ・PFI事業では、実際に業務を行う建設会社や維持管理会社等が契約の相手方となるのではなく、これらの企業が出資して設立するSPC（特定目的会社）が契約の相手方となる場合が多い状況である。
- ・このSPCを設立するメリットは、SPCが実施するPFI事業に対する出資 企業の経営状況等の影響を遮断することが可能となる。また、PFI事業を実施するうえで一般的な資金調達方式であるプロジェクトファイナンスを行うことが容易になるなどのメリットがある。

PFIの事業スキーム



(参考) 募集要項に定める本事業の事業スキーム

◇本事業の事業スキーム

- ・PFI法に基づくPFI事業として実施する。
- ・PFI事業者は、本公園全体を対象に新たな公園として整備を行い、事業期間にわたり維持管理・運営を行う。
- ・本公園全体を一体的に整備するため、指定管理者制度を併用し、PFI事業者に対し、指定管理者の指定を行う。
- ・本事業は、本公園の運営から得られる収入により事業に係る費用を回収する 独立採算型事業を目標として実施する。